

# 松山市債権管理条例の概要

## ■ 債権管理条例制定の背景

- (1) 急速な少子高齢化の進展等による社会保障関係費の増大等により歳出が大幅に増加するとともに市税および地方交付税等の基幹的な歳入の増加が見込めないといった厳しい本市の財政状況下において、安定した行政経営を維持するためには、歳出の見直しと合わせて自主財源の確保に取り組みなくてはなりません。
- (2) 債権の管理に関する根拠法令は、地方自治法、地方自治法施行令、地方税法、民法といった複数の法令にまたがるなど複雑であり、債権の種類によって適用される条項が異なることから、債権の種類に応じ異なる手続を整理する必要があります。

## ■ 債権管理条例制定の目的

### 「未収債権の縮減」と「市民負担の公平性の確保」

債権管理の事務処理方法について、市の統一的な処理基準を定めることにより、債権管理の適正化と事務の効率化を図り、市民負担の公平を確保します。また、効果的かつ効率的に未収金を縮減することで、円滑な行財政運営につなげることを目的とします。

なお、債権管理の事務処理は、徴収業務（回収促進）および徴収が不相当と判断される事案の整理（免除・放棄）の2本柱で進めます。

#### 【回収促進】

滞納繰越分の増加、重複滞納事案への個別対応など

効率的・効果的な債権回収  
(一体徴収・一元化)

#### 【免除・放棄】

私債権の不良債権化など

一般的基準を定める  
(私債権の放棄基準など)

『回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は法令上適切に落とす』

# 松山市債権管理条例の概要

## ■ 松山市債権管理条例の要点

### ① 条例の対象; 債権全般

市が扱う全ての債権を対象とします。  
(一般会計、特別会計、公営企業会計)

### ② 法規定の徴収手続を定める

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、原則として地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づいて、督促、強制執行等を行わなければなりません。

債権の種別毎に異なる規定を整理した上で、債権管理条例に重ねて規定します。

### ③ 情報共有の規定を整備

地方公務員法、地方税法の守秘義務に反しない限りにおいて、個人情報保護条例による制限の例外として、庁内において滞納整理を行う上で必要な情報を共有します。

### ④ 債権放棄の規定を整備

主に私債権について権利を放棄する方法として、条例の規定によることが認められています(地方自治法96条第1項)。適正な滞納整理を徹底して、なお徴収が不能または不適当と判断される場合は、その権利を放棄できるものとします。なお、債権を放棄したときは、議会に報告しなければなりません。

### ⑤ 延滞金の規定を整備(公債権に限定)

納期内納付した者と、納期後に納付した者の公平性の確保と、納期内納付の促進のため、公債権について原則延滞金を徴収し、市税における延滞金計算を例に算定方法を統一します。

### ⑥ 督促手数料の廃止(公債権に限定)

わずかな手数料を徴収するのにそれ以上の手数料がかかっているといった実態を踏まえ、この度の債権管理の統一的な処理基準を定める債権管理条例制定に合わせて、市税を含む全ての公債権における督促手数料の徴収を廃止します。

債権の種類によって異なる手続を整理

手続の効率化

納期内納付の推進、公平な負担の確保